

平成27年度第1回  
札幌市屋外広告物審議会

議 事 録

日 時：平成27年6月30日（火）午前10時開会  
場 所：札幌すみれホテル 3階 フルール

## 1. 開 会

○事務局（田川道路管理課長） ただいまより、平成27年度第1回札幌市屋外広告物審議会を開催させていただきたいと思っております。

本日は、皆様におかれましては、大変お忙しい中、また、天候の悪い中、ご出席を賜りまして、大変ありがとうございました。

私は、本日の進行を務めさせていただきます札幌市建設局総務部道路管理課長の田川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議は、都合によりまして、札幌商工会議所の常務理事であります菊嶋委員から欠席というご連絡を受けてございます。また、深澤委員と松下委員から、少し遅れるというご連絡をいただいているところです。

当審議会の開催定数は、委員15名のうち14名の出席ということになりますので、札幌市屋外広告物条例施行規則第30条第3項に規定いたします過半数に達しており、本日の会議は成立しておりますということをまず最初にご報告させていただきます。

## 2. 総務部長挨拶

○事務局（田川道路管理課長） 本日の開催に当たり、札幌市建設局総務部長の手島よりご挨拶を申し上げたいと思っております。

○手島総務部長 改めまして、おはようございます。

札幌市建設局総務部長の手島でございます。

本日は、何かとお忙しいところをお集まりいただきまして、厚くお礼申し上げます。

本年度第1回目の審議会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶申し上げたいと思っております。

審議会の委員の皆様におかれましては、日ごろより、市政推進のため、多大なるご協力と貴重なご意見を賜っておりますことに重ねてお礼申し上げます。

さて、皆様もご存じのとおり、本年2月15日に、中央区の飲食店ビルから看板の金属製の部品が落下しまして、通行中の女性の頭部に直撃するという事故が発生いたしました。この事故を受けまして、札幌市におきましては、広告主等へ適正な管理を求める文書を送付するとともに、速やかに安全点検を実施し、その報告書の提出を求めるなどの対応策を講じてきたところでございます。

本日の審議会では、この事故の概要等についてご説明させていただきました後、こうした事故の再発を防止すべく、皆様から屋外広告物の安全管理のあり方につきまして忌憚のないご意見を賜り、今後の対応策に生かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、今後とも札幌市の更に魅力あるまちづくりにご理解とご協力を賜りますことをお願い申し上げまして、開催に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（田川道路管理課長） それでは、以下、着席にて進行させていただきたいと思

います。よろしくお願いいたします。

まず、本日の審議会は、一昨年改選以降、初めての審議会でございます。既に約1年半以上経過しているところでございますが、皆さんにはお手元に名簿を配付させていただいておりますけれども、議題に入ります前に、前回から新たな方も加わりましたので、委員の方々と事務局職員の紹介をさせていただきたいと思っております。

委員の方につきましては、恐れ入りますけれども、自己紹介をお願いしたいと思います。まず、渡部委員からお願いいたしたいと思っております。

○渡部委員 おはようございます。

広告関係業者のビート・スタッフの渡部純子と申します。

屋外広告物のデザインの仕事をしています。どうぞよろしくお願いいたします。

○石川委員 おはようございます。

札幌広告美術協会の石川と申します。

看板関係の組合の理事長をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○倉持委員 おはようございます。

道庁都市計画課長をしております倉持でございます。

道の屋外広告物の担当をしております。よろしくお願いいたします。

○島崎委員 おはようございます。

札幌開発建設部で調査官をしております島崎でございます。よろしくお願いいたします。

私どもは、道路管理、河川管理などを中心に担当しており、屋外広告物では国道管理を担当しております。引き続き、よろしくお願いいたします。

○古谷委員 プラス・エスの古谷美峰子と申します。

デザインコーディネートをしております。すでにお世話になっておりますが、今後とも、よろしくお願いいたします。

○林委員 株式会社「a」の林と申します。

主に海外へ向けての番組づくりをして、テレビ番組あるいは映画に関しての制作をしております。特に北海道にアジアの人たちが多く来てもらえるようなメディアの招聘等々もやっておりますので、今回のことについてもとても心配しておりました。

○大萱委員 大萱と申します。

前回の開催のときまでは審議会の会長を務めさせていただいておりました。そろそろ年も年ですのでと思っておるところでございます。きょうは、皆様、お久しぶりにお目にかかりますので、大変懐かしく嬉しいひとときになりそうです。

どうぞよろしくお願いいたします。

○吉田委員 札幌市立大学デザイン学部の吉田と申します。

主にまちづくり関係の設計や計画を中心としたデザインの研究を行っています。よろしくお願いいたします。

○飯塚委員 西区琴似でレッドベリースタジオという小さなスペースを運営しております

飯塚と申します。

仕事で、札幌演劇シーズンと言いまして、札幌市にもバックアップをいただいて、冬と夏に1カ月間、演劇をロングラン公演するという催しをしております。10年、20年先には、現在はアマチュアでやっている演劇の人たちが仕事として、産業として、それが成立することを志してみんなで頑張っております。よろしくお願ひいたします。

○坂井委員 おはようございます。

北海道大学工学部の建築学科で、都市計画と、その中でも景観や緑地計画をやっております坂井と申します。

実は、この事件があったときに、新聞会社から大学のほうに電話があつて、ぜひ何かコメントをと言われたのですが、たまたま、私、その日、北見市で講演がありまして受けることができませんでした。この事件は、日本全国でも大きく報道されていましてよいので、今日、こちらで報告を聞いて、何か審議できることがあれば行いたいと思っております。

よろしくお願ひします。

○深澤委員 おはようございます。

S. Aアーキテクトの深澤と申します。

主に建築設計を生業としておりまして、この審議委員はかなり長くさせていただいてまして、そろそろ交代かなと自分の中では思っています。

よろしくお願ひいたします。

○松下委員 しょっぱなから遅刻をしまして、大変失礼いたしました。松下と申します。

私も、建築設計の仕事をしておりまして、どちらかというビルよりも住宅が多いのですが、今、こういうものが初めてでよくわからないこともあるのですが、少しでも世の中のお役に立てたらということと、いろいろな職種の方々のお話を伺えるということで、勉強になるかと思い、参りました。

どうぞよろしくお願ひします。

○朝倉委員 おはようございます。

協同組合北海道ネオン電気工業会の朝倉と申します。

審議会委員は10年以上させていただいてまして、私もそろそろ引退したいと思っておりますけれども、今回の事故は、我々の業界のことなので、非常に心を痛めております。ふだんから安全対策等をやっておりますけれども、たまたまというか、事情もありましたけれども、皆さんのご指導とアドバイスをいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○徳谷委員 おはようございます。

広告代理店の電通北海道から参りました徳谷と申します。よろしくお願ひいたします。

私は、今回、初めて審議委員を仰せつかりました。もともとはイベントや事業を担当しておりますまして、広告全般ということで、屋外を含めて管轄することになっておりますけれ

ども、今回初めてということでございますので、いろいろとお話を伺いながら、広告の立場でお話をさせていただければと思います。よろしく願い申し上げます。

○事務局（田川道路管理課長） 大変ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、事務局をご紹介させていただきたいと思います。

先ほどご挨拶をさせていただきました建設局総務部長の手島でございます。

同じく、総務部道路管理課広告物対策担当係長の武田でございます。

同じく、広告物対策担当の福田でございます。

以上で、委員の方々と事務局職員の紹介を終わらせていただきたいと思います。

続きまして、本日の資料につきましては、既に各委員の皆様の方へ事前に送付させておりますけれども、ご案内の中で本日お持ちいただくようお願いをしているところですが、資料が足りないとか、お持ちでなかったという方はいらっしゃいますか。大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

続きまして、本日の会議及び会議の公開についてでございますけれども、札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱及び札幌市の情報公開条例の規定に基づきまして、本日の会議は公開となっておりますので、ご了解をいただきたいと思います。

続きまして、最初にご案内しましたとおり、本日は改選になってから第1回目の審議会でございますので、まず、会長、副会長の選任をさせていただきたいと思います。

札幌市屋外広告物条例施行規則第29条におきまして、本審議会の会長及び副会長をそれぞれ1名置きまして、委員の互選によって選出をすることになっております。

ということですので、どなたか立候補またはご推薦いただけますでしょうか。

石川委員、お願いいたします。

○石川委員 再度ということになりますが、会長は大萱委員、副会長は吉田委員にお願いできればと思います。いかがでしょうか。

○事務局（田川道路管理課長） ただいま、石川委員から、前回に引き続きまして、大萱委員に会長を、吉田委員に副会長をとということでございますけれども、皆さん、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり・拍手）

○事務局（田川道路管理課長） 大萱委員、吉田委員、よろしいでしょうか。

それでは、会長、副会長の大任をぜひよろしくお願いいたします。

大変申し訳ございませんが、大萱会長と吉田副会長にご挨拶をお願いしたいと思います。

○大萱会長 年の功ということでご依頼されたような感じがします。多分、これが最後になると思いますので、務めさせていただきたいと思います。

今回、この問題で会長を務めるのはかなり責任を感じますけれども、今日は皆様から忌憚のない意見をいただきたいと思います。この会は、いつも活発なご意見を頂戴しておりますので、今日もまた以前にもましていろんなご意見を頂戴したいなと思っている次第です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（田川道路管理課長） ありがとうございます。

吉田副会長、よろしく申し上げます。

○吉田副会長 大萱会長を支えて頑張っていきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○事務局（田川道路管理課長） ありがとうございます。

それでは、ここからの審議、進行につきましては会長にお願いしたいと思えます。大萱会長、よろしくお願ひいたします。

## 2. 議 事

○大萱会長 それでは、ここからは私が議事進行を務めさせていただきます。いつものように、どうぞよろしくお願ひいたします。

先ず、早速ですが、報告事項として、看板落下事故の概要及び札幌市の対応について入りたいと思えます。事務局から今回の審議に至った経緯等々についてご説明をお願ひしたいと思えます。どうぞよろしく。

○事務局（武田広告物対策担当係長） それでは、着席のままご説明させていただきたいと思えます。

事前にお送りしてました資料とは別に、机の上に委員名簿と写真が置いてあろうかと思えますが、この写真をご覧いただきたいと思えます。上のほうで、「札幌かに本家」とありまして、「札幌」の上にもう一つ、下にあるのと同じような金属をつるすものがありまして、その間に関節みたいな部分があります。その関節部分、支える器具が午前中に落ちています。そして、午後に金属の太いものが落ちたという事故です。

日時は、今年の2月15日に落下いたしまして、約15mの高さから落下いたしました。女性の頭部に直撃するという事故でございます。

事故原因については、ただいま捜査当局において捜査中と聞いておりまして、詳細は明らかになってはいないところですが、部品のところが老朽化により腐食し、当日の強風により落下したのではないかという報道がされております。

次に、これを受けまして、札幌市として四つの対応を行ったところでございます。

先ず、札幌市の公式ホームページです。事前にお送りいたしました別添1ですが、広告物の安全点検について、広告物には適正な設置管理が必要です、安全点検の実施をお願ひしますということを広報したところでございます。

次に、別添2をご覧いただきたいと思えますけれども、国土交通省からの通知に基づきまして、2月26日に、まず屋外広告物の設置者の皆様へということで屋外広告物の適正な設置管理をお願ひしますという文書をお送りいたしました。次をめぐっていただきまして、札幌市屋外広告物登録業者の皆様方に屋外広告物の適正な設置管理をお願ひしますという文書、更にもう1枚めぐっていただきまして、屋外広告物の設置者の皆様方へということで、屋外広告物の安全点検を実施し、報告してくださいという文書を送りました。

次をめぐっていただきまして、この調査票に基づきまして記入していただきまして、設

置後10年を経過した屋外広告物について点検し、報告してくださいという内容でございます。

次をめぐっていただきますと、通常、私ども札幌市で使っている広告物等安全点検報告書でございますが、これに基づいて点検していただき、報告してくださいという文書を2月26日に送付したところでございます。

次をめぐっていただきますと、別添3ということで、3月13日の屋外広告物講習会、これは毎年このような時期に開いているものですが、安全の確保をお願いしますということで、カラー刷りの文書をお配りしたところでございます。

次に、区の土木部におきまして、屋外広告物の設置期間は最大で3年、物によって1年、2年というものもあるのですが、これは、許可を受ければさらに継続して設置できる規定になっておりまして、その申請の方々にも同じく別添3のカラー刷りの文書を配付し、安全管理の意識向上あるいは重要性について周知を図っているところでございます。

これらの事故及び本市の対応があり、今後、検討することが必要ということです。今回の事故につきましては、看板落下の前に、午前中に取りつけ部品が落下したにもかかわらず、必要な対応をしていなかったこと、及び、管理者の点検は目視であったと報道されているところから、設置者の安全意識の希薄さ、管理者の更新時点検の際の点検が適正に行われていなかったのではないかとということが主な原因ではないかと私どもは考えているところでございます。

このようなことから、下記の二つのことが検討課題と考えているところでございます。1番目として、設置者及び管理者の安全管理意識の向上、2番目として、管理者の適正な安全点検の実施、これが極めて重要ではないかと考えているところでございます。これを受けまして、今後、札幌市は下記の三つのことを考えております。まず、屋外広告物の設置者及び管理者向け安全管理指針（仮）の策定です。これは別添4としてついております。次に、屋外広告業団体と連携した屋外広告物の安全講習会（仮）の開催及び設置者及び管理者への啓発、普及ということで、この三つを行うことを考えているところでございます。

別添4は、札幌市屋外広告物安全管理指針（仮）ということで、たたき台としてつくらせていただきました。この趣旨ですが、安全点検管理義務が条例できちんと規定されております。設置者並びに管理者は、日々、管理する義務はあるのですが、この辺の意識をもうちょっと向上させるといいますか、もう少し具体性を持たせた安全点検について記載したところでございます。

読み上げます。

#### 第1 趣旨

『この管理指針は、本市域内において広告物又は広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）を表示し、又は設置している者（以下「設置者」という。）又は当該広告物等を管理する者（以下「管理者」という。）が広告物等の適切な維持管理を責任をもって自主的に行い、広告物等の安全性を確保し、もって札幌市屋外広告物条例第1条に規定

されている「公衆に対する危害の防止」を図ることを目的とする。

## 第2 適用の範囲

この管理指針は、広告物等のうち札幌市屋外広告物条例施行規則（以下「規則」という。）第2条第2項に規定する広告物を対象とする。

## 第3 点検の実施

設置者又は管理者は下記のとおり点検を行うものとする。

- 1 広告物等が材料の劣化、錆の発生等により構成部材が破損し、又は落下するなどして公衆に対し危害を与えることのないよう、実効性のある安全点検を行わなければならない。
- 2 点検は目視だけではなく、広告物等の状態を正確に把握する方法により行わなければならない。
- 3 点検に際しては、規則第4条第1項（様式3）の広告物等安全点検報告書を参考に、広告物等の形状等により点検項目を適宜増減して点検を行わなければならない。
- 4 点検は、広告物等を良好な状態に保つため随時実施しなければならない。
- 5 地震等が発生し、広告物等の安全性に影響が及ぶおそれがあると認められるときは、直ちに点検を実施しなければならない。

## 第4 危害防止の措置等

点検の結果、当該広告物等について公衆に対し危害を及ぼすおそれが生じるものと認められるときは、設置者及び管理者は協力して、広告物等の状態に応じて、直ちに補修、回収及び撤去その他必要な措置を講じなければならない。

## 第5 点検結果の保管

設置者又は管理者は点検を実施した場合、実施状況がわかる書類又はその他必要と認められる書類等とともに保管するものとする。

また、設置者と管理者は点検結果を共有するものとする。』

これをたたき台ということで作らせていただきました。

最後になりますが、広告物等安全点検報告書です。今使っているものは別添1にありましたが、これらにつきまして、業界団体等あるいは皆様方のいろいろお知恵をお借りいたしまして、今まではA4判だったものをA3判にしました。また、札幌市は、今まで写真の添付は義務ではなかったのですけれども、今後につきましては、点検前、点検後とか、補修前、補修後というように、状況がわかる写真を必ず添付してもらおうということです。次に、裏のほうになりますが、左側の点検項目は今までと変わっておりませんが、右側の異常ある、なし、次の異常の有無までは同じですけれども、次に、点検の方法ですね。具体的にどのような点検をしたのか、打音なのか、もっと別な方法でやったのか。例えば、錆があれば、具体的にどのような処理をしたのか、きちんと処理を行った、行っていないという部分を追加したところでございます。

以上が事務局の説明でございます。よろしく願いいたします。

○大萱会長 ありがとうございます。

今、立て板に水のように説明を受けましたから、質問がありましたらどうぞ遠慮なくお尋ねしていただきたいと思います。

○石川委員 安全を確保するためには、看板を適正に管理していかなければならないと思っています。北海道の審議会でもお話しさせていただいたのですけれども、今、全国的に見て、市街には約70%の無届広告物があるということです。無届広告物ということは、誰にも管理されていない、届出もされていないということになるので、70%の屋外広告物が無法の状態にあるということだと思います。札幌市も、概ねそれに近いものがあると思います。ですから、今後、どういう形で違法な無届看板について届出させて適切な管理をさせるかということが問題になってくるのではないかと考えております。

○大萱会長 大きい問題だと思います。

今、札幌市から対応策について報告があったわけですが、今の報告に対していろいろご意見があればいただきたいと思います。例えば、今の広告物等安全点検報告書の内容や、別添4の屋外広告物安全管理指針の内容について、忌憚のないご意見を頂戴したいと思っております。

今、管理指針をざっと読み上げられたのを聞いて私の印象としては、安全とか管理と出てはくるのだけれども、どの程度実効性が出てくるのかなというところがはっきり読み取れなかった感じを持っております。

○深澤委員 意見というよりも、追加で教えていただきたいことがあるのですが、まず、現状の安全点検報告書の提出の条件ですね。新設から何年たったときにどういう形で出さないというような決まり事があると思うのですが、まず、それを教えていただきたいと思います。

今回問題になっている看板に関しては、現在の札幌市の正しいというのは変な言い方ですが、その安全点検にのっとられていた上での事故だったのか、それとも、全然報告がなされていない上での事故だったのか、その2点を教えていただければと思います。

○事務局（武田広告物対策担当係長） まず、現状の広告物等安全点検報告書につきましては、屋外広告物の許可期間が条例規則でありまして、その種類あるいは資格のある管理者の有無によりまして、最大で3年ということによって設置することができます。さらに、当該広告物を継続してさらに設置しようというときは、広告物等安全点検報告書を添付していただいて、許可申請を受けて、認められれば更に3年あるいは1年、2年ということによって、その種類によりまして、認めることができるというところで、現在、この点検報告書は使われているところでございます。

次にお尋ねの件の今回の事故に関してどうだったかということです。点検報告書は、異常なしということで、書類上は適正な形でなされていたので許可を与えたと聞いております。

○事務局（田川道路管理課長） 約20数年、許可の継続をしてきていますが、一番最後

に継続の申請があったのは平成24年4月です。今年落下したのが2月ですが、今年の3月にもう一度安全点検をしなければならないサイクルが来るということで、ほぼ1カ月ぐらい前だったという状況です。ですから、3年前には更新のための安全点検はしていて、そのときは異常なしで来ていたという状況でございます。

○深澤委員 もう20数年たっているということなわけですね。そうだとすると、20数年たったら、錆とか、いろいろなものの劣化でこういうふうになることもあるだろうということは予想できますね。そのときに、安全点検報告書が目視という形で出されていたのではないかと思うのですけれども、20数年たって目視という形で出されている報告書はたくさんあると思うのですが、それらと同じような問題がこの先も何度も何度も起こるのだろうということは予測できます。そこら辺をどう食い止めるかということ新しい報告書につけ加えるかどうかについては、この審議会の中で検討しなければいけない事項だろうと思います。

○大萱会長 どうもありがとうございます。

○朝倉委員 これは非常に大きな問題です。皆さんはなかなかわからないことがありますけれども、たまたま事故の日の2月15日の前の13日の金曜日に、田川課長と1時間以上、資格の問題、保険の問題、点検の問題などの話をしました。というのは、免許を持っている資格者がいるので、その方に先ずやっていただきたいということです。それから、これは常識ですけれども、死亡事故等の賠償責任のかかっている会社に委託するような形、それと今の点検ですね。点検報告は、今言ったように3年に一遍、初年度からいって3年、3年で、我々はお客様に報告書と写真を添付してお出しして、行政のほうに継続申請という形で出しております。

今回の事故は、25年たっていて、非常に難しい問題ですけれども、クライアント、設置者に対して、我々が報告書を出して、改修をしてくださいと言っても、なかなかやっていただけないのです。予算がないので、来年やるとかですね。我々はそのまでは踏み込めないのです。そのうち、先ほど違反ということもありましたが、安い金額のところが出てきまして、1人なのか2人なのかわからないけれども、そういう業者がこの業界にはたくさんおります。そうすると、単価の問題で、安いからそっちにやりましょうとか、予算がないから今はできませんとか、そういう現状で推移したときに、非常に危険だと思います。道路上に上がっている物件は特にです。道路占用料という形で行政にお金を出している、または広告申請料という形でお金を出しています。その中で、行政も非常に難しいところはあると思いますけれども、クライアントに危険なのだよということを意識していただくということですね。クライアントは、新規にやった後、看板はもうお金がかからないという意識があるのです。我々の現場では、落ちたら人が死ぬ、鉄は錆びて細くなるというのは鉄則です。私どもは、この気持ちでやってきましたが、お客さんにきちんとご理解していただけるようなことをやらなければならないし、行政もやっていただきたいのです。これは田川さんにはお願いしたのです。その理解がないと進まないですし、我々がやってく

ださいと言ってもなかなかいかないので、そういうことを踏まえながら点検をきちんとやるということだと思います。

それから、目視と現場のもの物を開けて見るのでは全然違います。コストも違うし、時間も違うし、その中でお金がかかります。点検についてもお金がかかります。これも、我々はいろいろな案を考えていますけれども、10年、20年たったものについてはきちんとやるかですね。私の会社は、何件かと毎月の点検契約をしています。月2回、回って、月末に報告します。緊急であればすぐに出します。前はもう20件ぐらいあったのですが、今はずっと少なくなりましたけれども今でも続いています。その中でやはり危険なものについてはきちんとお知らせすると、すぐにやっていただきたいということで保守管理契約という形でやっています。これは、我々の業界として啓蒙していかなければならないと思います。それによって、お客さんにきちんと理解していただくということです。

これについては、本当に申し訳ないと思うのですが、業者がたくさんいて、実際に札広美などに入っている業者は少ないです。ほとんどが自由にやっているという状況の中で、これを決めてもそういう人たちはやらないと思います。免許を持っていない人もいます。全部丸投げでやるとかね。それで商売をされていますので、この辺の整備をずっと考えているのですが、なかなかできないのが現状です。これはどこの業界でもあると思いますが、きちんと約束事をやっていくということですね。

それから、4m以上のものは、工作物の確認申請と広告申請を出します。自家広告は10㎡免除です。ということは、4m以下のものは工作物の確認申請はとっていません。10㎡以下のものは広告申請も出していません。ここをどこかで担保しなければいけないという気がします。物は小さいのですが、サイズは関係なく、そこまでやれるのか、管理できるのかというのは難しいところがあると思います。先ほどの点検ではないですが、世の中、エレベーターとか自動ドアとかコピーとか点検がありますね。看板についても、業界を挙げてそういうことを推進というか理解していく形のこの場の決定または方針をいただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

○大萱会長 現場といいますか、直接お仕事をされている方々からの切実なご提案、ご意見でした。石川委員、どうぞ。

○石川委員 実効性のある安全点検ということが別添の4に載っております。今、安全点検をする要件としましては、屋外広告物講習が1日だけあるわけですが、その講習者も、業務主任者というものになりますが、点検報告できます。あとは、屋外広告士とか一級技能士ですとか、一級建築士が屋外広告物講習を受けて業務主任者になれるということがあります。今、札幌市の条例の手引では、1年以下の広告物であれば、そういう資格がなくても広告物講習会さえ受ければ1年以内の許可は出るということで、屋外広告物を勉強していきますと、1日や2日ではきかないぐらいの膨大な量のことを覚えていかなければならないわけですが、それをクリアした方と、1日だけの講習で、正直なところ、去

年、一昨年あたりも1日寝ていたという講習者がいたようですが、そういう方にも許可を与えるということがあります。安全性を担保する意味でも、そういう資格のある方が業務主任者になれるように持っていかなければ、いつまでたっても安全は担保されていかないのかなと思っております。

○大萱会長 どうもありがとうございます。

私たちがよく存じ上げないことが多いわけですが、実際に現場でお仕事をしておられる方としては切実ですね。自分たちとしては一生懸命やっているのだけれども、全くレベルの違う人たちがコントロールできない業者が存在しているということです。コントロールできるところも、今のお話のように、1日、講習を受けるだけで1年以内だったら大丈夫だということです。1年たったときに、その広告物は必ず撤去されているのかどうかということもどうなのか、そこもお聞きしたいところです。それはともかくとして、いろいろなランクづけがあること自体、逆に言うと、わかりにくくしているのではないかという気がします。

今、現場のご意見がたくさん出てまいりましたが、それに対して、現場を直接存じ上げない方々もこの委員会には参加しておられますので、どうぞ忌憚のないご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

今回のことは、25年たてば、ああいう構造物は非常に危険な状態に陥るということは建築などをご存じの方はすぐにおわかりいただけると思います。それから、根本的なことを考えると、道路はどんな人でも通れるような状態でなければいけないので、逆に言うと、冬は、看板の下に通らないでくださいという落雪注意の案内やコーンが置いてあったりしますが、通常、交通の妨げになるものを置いてはいけません。そういうところの上部に屋外広告物という構造物が設置されていることが根本的な問題としては存在していると思います。ただ、それを指摘するだけでは問題の解決に近づいていきませんので、いろいろご意見をいただきたいと思います。今日は、この場で答えを出すのはなかなか難しいと思います。ですから、委員の皆さんそれぞれのお立場から自由なご意見をいただいて、それを事務方で一旦整理をしていただく形で進めたいと思います。事務方としても、いろいろなアイデアや捉え方、考え方を知りたいというご要望がありますので、そういう場にしたいと考えております。取りとめがなくなってしまうかもしれませんが、ある意味、それでもいいのではないかと思いますので、ブレインストーミングみたいな自由な場というふうに考えてください。

○坂井委員 坂井です。

別添4の指針（案）について質問させてください。

まず、先ほどから設置者、管理者、業務主任者といろいろな「者」が出てきております。設置者はクライアントだと思うのですが、管理者はどういう人がなれるのでしょうか。

○事務局（武田広告物対策担当係長） まず、管理者というのは、適正に点検等を行って

適正に管理する人ですけれども、10㎡を超える広告物の管理者につきましては資格要件があります。それ未満につきましては資格要件はありません。資格要件のない管理者の場合は、広告物の許可期間が1年になります。資格のある管理者の場合は最大で3年まで設置できるというふうになっております。

○坂井委員 その資格を持っている方は、ざっと札幌市に何人ぐらいいらっしゃるのですか。

○事務局（田川道路管理課長） 屋外広告士という資格でいけば、今は200名ちょっとぐらいですか。屋外広告士というのは単独で管理者になれます。それから、一級建築士、二級建築士の方たちは、さらに講習を受けたら管理者になれます。電気工事主任者とかネオン電気工事の技術者、また一級技能士も、講習を受けると管理者になれます。ということで、屋外広告士を頂点にして、当時、この制度を定めたときには、講習を修了するという条件にしたときには3,000人ぐらいというイメージで制度をつくっております。

○坂井委員 先ほど、その講習会の実態が石川委員からご紹介があったということですね。管理者というのは、全国の屋外広告物法のもとで同じように運営しているという理解でよろしいですか。

○事務局（田川道路管理課長） 札幌市は全国の中でも厳しいほうだと思います。先ほどの講習会を受ただけで管理者になることができるというのが全国の一般的な管理者の要件になっております。それにさらにこういう資格をつけて、3年、1年という許可期間で差異を設けているのは、札幌市のほかに、そんなに数は多くはないと思っています。というのは、まさに委員がおっしゃったように、屋外広告士が何人いるのか、講習等を受けてダブルで資格を持っている方が何人いるかという要件は、県レベルでは、離島があったり、山間部があったりなどで、そもそも業をなしている方がいらっしゃらないということも含めてありますので、資格者自体が非常に少ないとこういう要件もありまして、要件は全国的にはもっと緩いという認識です。

○坂井委員 きょうは別添4の指針についてお話をするのだと理解してはいますが、結局、誰が何をどのようにということだと思っております。今、主語の誰がの部分に質問させていただいたのですけれども、次に、どのようにということをお聞きします。先ほど大萱会長からもご指摘がありましたけれども、第3の2に正確に把握する方法によりとあります。これは、目視ではなくてということですね。ただ、この書き方だとちょっとわからないので教えていただければと思います。

○事務局（武田広告物対策担当係長） まず、そもそもこういう書き方をしたのは、屋外広告物、千差万別でたくさん種類があるものですから、突出広告物のやり方と屋上広告物のやり方は、同じ広告物であっても点検の仕方がさまざまあるということで、一旦、このような書き方をさせていただいたところがございます。具体的な点検の方法につきましては、業界団体の皆様のほうがお詳しいと考えております。

○坂井委員 広告物には、屋外広告物、壁面広告物、突出広告物、地上広告物、その他もあるようですが、それぞれの危険度は経年によって違うと思うのです。

ここからは私の意見ですが、特に今回のことで我々が学んだのは、建築なり何なりをした者であれば突出というのは本当に怖いと思うわけです。私は昔から避けるように歩いていましたけれども、1点や2点で支えているのなら落ちてくるよなという気はしていました。特に、札幌のように雪の非常に厳しい気候の中で半年間耐えていた広告物でするので、それが落ちてくるというのは、何となく想定内だったのではないかという気がします。私が言いたいことの一つは、広告物の種類によって少し丁寧に書き分けることも必要なのではないかということです。

2点目の意見は、先ほどもどなたかおっしゃっていましたが、10年とか、15年とか、20年とか、それもプロの方がご判断していただければいいのですが、そういった一大点検のような期間を設けて、そのときには、今日出ている安全点検報告書だけでない補足資料のようなものがあるのではないかという気がしています。

最後の2点は意見です。

○大萱会長 ありがとうございます。

私も同感ですが、ほかに何かありますか。

○吉田副会長 道路法とか河川法は非常に厳しい法律だと思うのです。道路の占用許可ということで許可しているわけなので、もしもそれに当てはまらないといえますか、ある程度強制的な対応がどこかでできないかと考えています。例えば、倒れそうとか、落ちそうとか、そういった状態のものに対して、例えば道路法では行政代執行をやりますね。都市高速道路やボルト一つ落ちてても大事故になるので、きちんと点検していますけれども、10年以上というスパンはちょっとアバウトな感じがします。道路法なのか、何をバックにするかわからないですが、許可をするものについては、強目というか、やっってもらふ義務的なものもあっていいのではないかと思います。そして、本当に危ないとした場合は、別添4の案のところに書いてありますけれども、普通は、危ないと思ったら危害防止の処置が第4に書いています。危ないと思ったら、まずは緊急避難的なことをやるのではないかと思います。つまり、セーフティコーンを置いたり、ここが危ないと考えます。特に、北海道は軒がないですから、そのまま落ちてきたら直撃ですね。ビルも歩道にすぐ近づいた感じで前庭がない状態の建て方をしています。ですから、緊急避難的な要素を入れたり、許可者として本当に危ないと思ったときに、何かの処置ができるような方策があるのではないかと思います。屋外広告物というと、本省は昔から公園のほうで担当していると思うのですが、どの程度まで口を出すことができるのかと思うのです。もしもできるものがあれば、それを使って何かできないかと思っています。

○事務局（田川道路管理課長） まず、今、道路法のお話をされておりました。屋外広告物も、条例でそもそも禁止広告物という概念がございまして、倒壊のおそれがあるものや、腐食したりということで、危険なものに対しては、今おっしゃられた行政代執行等の緊急

措置をとれる条項がございます。本当に、傍目で傾いているとか、見た瞬間に錆でいてこれはもうひどいなというものでしたら、実際に代執行の例はございませんけれども、禁止広告物に該当するのではないかということで、指導例はこれまでも何度かございまして、実際に撤去していただいたり、改修をしていただいたりという例はあります。

ただ、最近のものは、外はステンレスでとてもきれいに見えるのですが、中は鋼材になっていて、実際に錆でぼろぼろというものもあると聞いています。どうなったらそれが禁止広告物に該当するような危険な広告物なのかというものを見抜く力は業界と今ちょうどやっていたいただいているところもあるので、そういう協力体制が必要なのかなと思っています。

○吉田副会長 本州のほうは、毎年、台風が来るので、近所の人がこれは危ないと通報してくるのです。北海道は、そういう感じではなくて、突然どんと来る可能性が非常に高いです。表面から見て錆が出ているとか、材料は何が使われていてボルトが抜けそうだというのはなかなか難しいところがあると思うのです。その辺をどうやってチェックするかですね。先ほど、目視という話があったのですが、リフト車を出さないと、またはビルの中から見ないと目視はなかなか難しいところがあるので、その辺をチェックできるような方策がないかなと思います。

○石川委員 今の安全の件ですけれども、今、北海道と北広連が4月1日から、セーフティネットワークという制度を連携協定の中で立ち上げてまして、危ない屋外広告物の通報制度を始めたところです。徐々にやっついこうと思っていたのですが、北海道新聞の紙面の真ん中付近にぼんと出てしましまして、いきなり20件ぐらいの通報が入ってきました。その中で8割方が札幌市の市内の広告物で、あとの2割ぐらいが地方で、どんと来てしまいました。一過性のものかなと思っていたのですが、やはり一過性で徐々に減ってきてまして、今月は1件か2件ぐらいとなっています。ただ、そういう通報制度を皆さんにきちんと知っていただいて、これは危ないとか揺れているとか、見に行きますと本当に危ないのです。それは、こちらのほうで手を出せないのですから、市の土木のほうに言ったり、振興局にお話をしたりして、仮囲いをしていただいて応急処置をとってもらったことがあります。

役所の方にも聞かれたのですが、これを直したらどのぐらいかかるのか、撤去したら幾らぐらいかかるのかということも、オーナーに説明しなければならないということで、やはり経験のある者が業界の中から点検に行くようにしております。緊急措置で2、3日中に行くという体制を整えております。札幌市のほうでも、緊急通報制度のようなものを協力してつくっていききたいと思っています。

昔は、札幌市から屋外広告物の指導員という形で委託されて、広告業の者がパトロールなりアドバイスもしていたことがあって、指導員も幾らかお金をいただいていたようでしたが、時代が変わったということと予算もないということから、今はなくなっています。今、北海道とやっているのは、連携協定で、組合としてボランティアで無料で点検作業を

やっているということですので、札幌市も、屋外広告物指導員みたいなものを考えていただければと思っております。

○大萱会長 ありがとうございます。

ネットワークシステムといいますか、市民からの通報システムはかなりいいシステムだと思えました。北海道は、北海道中の広告の量に比べれば札幌の中にある広告物の占める割合は物すごく高いわけです。大量にあるわけですから、今ご提案のあったような方法もぜひ前向きに検討していただければと思います。先ほどからもありますように、道路上の広告物は落下の危険がどうしてもつきまといまいます。今回の事例も、1人の女性がまだ意識を取り戻されていないのですね。そういう重大事件が起こったわけですから、二度とこのようなことが起きないように対策を立てていかなければいけないだろうと本当に思っております。

僕が最近感じていることは、天候です。例えば、私は21年前に北海道へ来たのですが、そのころと比べるとまるで違います。しかも、急速な変化が起こっているのはここ4年ぐらいでしょうか。私のいる団地で樹木がかなり成長して大きくなって、強風のときによく見ているのですが、ビル風がひどいのですね。特に、札幌の場合は、法規が変わって高層ビルが随分ふえましたから、ビル風は極めて特殊ではなくてあっちでもこっちでも起こる状況にあると思うのです。しかも、気象状況としては、4月もそうだったと思いますが、日本海側に低気圧が発生し、太平洋側にも低気圧が発生し、二つの目玉低気圧がペアですって、北の海で一つに合体して発達するということが毎週のように起こったわけです。毎週末、きわめて強い風が吹きました。ヘクトパスカルの中心気圧が940台ぐらいにまで発達して、かなり強力な台風と同じくらいになりますから、風速20mを超えるような相当強い風が吹く日が結構ありました。それがビル風と一緒にになると、多分、瞬間的にはかなり強い風が吹いているわけです。ご承知のように、風は息をしますから、突き出し看板などが押されたり引かれたりしているわけです。そうすると、固定部に繰り返し荷重がかかります。確か、コンクリートなどはそういう荷重には弱いはずですが、ひびが入ったり、いろいろなことが起こりやすいです。また、ボルトなども錆でいけばどんどん亀裂が進行します。

ですから、この冬に起こったような事例は、これから先を見通すと、もっと条件が悪くなっていくような感じがします。これは、日本海の海水温がどんどん上がっているということが原因でもあるのですけれどもね。リスク管理という観点から言うと、えっ、そんなことまでもと思うような規制というか、ルールというか、そういうことを真剣に検討しておく必要があると思っております。

○徳谷委員 私見も含めてですけれども、今回の件のゴール目標は、会長もおっしゃられたとおり、いかに事故を起こさないかということだと思います。皆様のお話を伺っていると、業界そのものの構造として3点ほどのテーマがあると思っております。

1点目は、こういった事故を起こさないための点検をするに当たっての経費をどうい

形で見えていくのかということです。

2点目は、チェック体制です。皆さんの議論の中で出ていましたが、チェックのあり方も、まず、許可をする側の行政の立場でのチェックという機能です。これは、設置の許可をする、あるいは継続の許可をするということも含めてですし、もう一つのチェックは、先ほどお話にありましたとおり、管理者である業界として無許可とか無届をなくす意味でのチェック機能、さらには、先ほど石川委員からお話がありましたけれども、生活者目線でセーフティー制度、通報制度というところでの三位一体としたチェック機能が必要になると思います。

3点目のテーマは啓蒙です。この啓蒙についても幾つかの категорияがあると思います。一つ目は、当然、こういった広告物を設置して終わりでないということです。先ほどお話がありましたとおり、必ず管理をしなければいけないという意味において、設置者、オーナーに対する啓蒙です。二つ目の啓蒙は、特定業者、こういった設置に伴う部分においては免許が必要であり、無許可で簡単にはやってはいけないということで、関係業界に向けての啓蒙です。三つ目は、先ほど申し上げました一般に向けてということです。

こういう三つのテーマについてきちんと対応していくというところがこの指針をつくっていく上での前提条件になろうかと思っています。各論になりますと、例えば経費に関しては、どうしても最終的にお金がないので先延ばしにするとか、無許可のきちんとした業者のほうに頼まないという事態がこういったことを招く温床になっている気がしますので、ここに向けての経費に対する考え方は、基本的には設置者が負担するべきものですが、仮にセーフティー制度などを行って指摘したときに、何らかの形で一時的に費用を負担してオーナーに改修させることも含めて、とにかく安全を優先する中でこういった形で設置あるいは継続させていくのかというところの対策が必要だと感じております。

○大萱会長 どうもありがとうございました。

○朝倉委員 4月30日に、東京の国交省の主催で、各業界団体がこの件について話をされています。この件について、国交省から何かのご指示があらうと思いますけれども、それを踏まえていかなければならないです。

我々としては、目視と点検の内容の度合いが先ほど指摘されましたけれども、どういうふうにするのかということが非常に問題だと思います。そのときに、お金がかかるということで、経費ですね。設置者または所有者に対する、または我々施工業者に対する啓蒙というか、この辺の理解をどうやって持っていくかだと思います。そのときに、行政とタッグしながら進めていくようにしていかなければならないと思います。その辺が第一の問題だと思います。

今回の事故について、どういう補償になるのかということがまだわかっていないと思います。ここも微妙なところで、我々は賠償責任保険にかかっています。工事中もかかっていますし、終わってからもかかっています。保険にかかっていますが、そのときに点検をきちんとやっていますかということが条件になります。先ほど言ったように、資格者と保

険と点検はセットなのです。そういう業者が工事をしていかなければならないのです。しかし、現状はそうではないのです。それを行政のほうからどういう指導ができるのかというと、これは平等ですからなかなかできないというのが痛しかゆしなのです。

その中で、保険ということになると、今、いろいろなビルオーナーと話しているのですが、ビルの広告というのは、やったらもうお客さんのものです。お客さん、設置者の所有物です。それに対して何かあったときには所有者に責任があります。この前、風によって、新宿でビルの壁材が歩道に落ちました。札幌で看板が落ちました。そこでビル側としてその物件をどう保険対象にするかということを行っています。看板もそうだろうし、附帯物、アンテナ、室外機、壁材もそうです。そして、我々が気をつけなければならないのは、北海道では氷柱なのですね。先ほど言ったカラーコーンを置いて通行止めにするということですね。これは全てビル側の責任になるのです。そのときにビル側がそういうものに対する保険に入っているかどうかということは今聞いています。小さいところが入っているかどうかはわかりません。それをチェックしながら、入っていなければ入ってくださいと、私どもは保険に入っているけれども、ビル側もきちんと対応をしていただきたいということを申し上げています。

それは事故が起こった後の問題ですけれども、そういうこともあろうかと思えますし、事故のないような体制をどうとっていくかということになると、100%はいかないと思えますけれども、できるだけ高度なものをどうつくっていくかということになると思えますので、よろしくお願いします。我々の業界においても、安全大会は毎年1回はやるということと、違反広告はしないということと、何かあったら行政のほうに、田川課長でも結構ですけれども、相談に行っただけでどうしていきのだからということ、一体感を持ってやっていくような形にしたいと思っています。よろしくお願いします。

○大萱会長 どうもありがとうございます。

まだご意見を述べられていない方にも頂戴したいと思います。

○飯塚委員 今回、大変重篤な事故で、こういう場も設けられていると思います。私が小学校のころですから昭和30年代だと思いますが、風で飛んできた看板が友人のお兄さんの首に当たって即死したという事故が実際にありました。今回もそれを思い出しました。恐らく、そのほかにも軽微なものがたくさんあるのではないかと思います。先ほど会長がおっしゃったように、気象状況が変わっているし、私の家の近くに40階建てビルができてからすごいビル風になっております。今は、従来の札幌では想定できなかったようなことがあるし、これからも増えていく感じがします。私は専門家ではないのでわかりませんが、風が当たったときにそれを逃すような構造とか素材の開発なども必要になってくるのではないかと思います。

○林委員 全て出尽くしたといえますか、ここの会議では、行政の方に指針とか具体的なもの、あるいは別添するようなものに対してより有効なものをつくり上げることが大きな役割になると聞いておりました。

特に、自然環境が変わったということに関して言うと、日本全国そうでした、そういう意味ではいろいろな例があると思います。行政のお仕事として、一つは、今、日本の構造物はほとんど劣化していますから、そういう事例は幾つかあると思います。また、坂井委員がおっしゃるように、突き出した屋外広告物ですね。ここにいる人は屋外広告物を嫌いな人たちばかりなので何ですが、普通でも危ないという意識の高さですね。

そういうことを含めると、僕は、別添で言うと、もう一つというのはすごく大事だと思います。私は、最近、国の報告書をたくさん書くようになって思うのですが、よくできている報告書は、報告する者の責任が明確になっているか、なっていないかということが大きいと思うのです。この文章を見ていると、非常に優しくて、設置者、管理者と書いてあって、指針のところにも「責任を持って自主的に行い」とか、非常に優しく書いてあります。しかし、事はそんな問題ではないということをもっと認識させるためには、例えば、係長がおっしゃいましたけれども、緊急の避難というのは、今、日本にとっては大きなテーマなわけです。要するに、何をどうするかです。

例えば、風が吹いたらどうするか、自分たちの地上広告は基本的にしまうとか、撤去するとか、突き出したものに関してはきちんと保護をする、それは自分の責任においてきちんとやるということですね。台風が来る本州では、それをやらない店はその地域からハブにされるということがあるわけです。それはもう社会的な責任なわけです。ということは、坂井委員がおっしゃったように、主体はどこなのだという点に関して、行政として優しく出ていますが、まさに設置者である主体が責任を持って管理者に委託するというか、お金を払うとか、そういうことをやっているということですが、そういうことを設置者である主体がきちんとやるのだということはもっと明確にしなければならないと思います。管理資格者とどうこうということはありませんけれども、責任はそこにあるということです。

今、それがかに本家にあるとは言っておりません。要は、今後、取り締まるというか、いわゆる指導するときに、啓蒙などという甘い言葉ではなくて、きちんとやるのだ、だから責任を持って突き出し看板をつくるのだ、責任を持ってやるのだ、万が一、異変があったりいろいろな問題があったときにはまず一番最初にそれをやるのだということだと思います。かに本家さんがこの事故によってどれだけ損失を被ったかというのは、明らかに損失は被っているはずですが、それは広告というものが営業の促進のために行われている、それがあつた種、人の危険物になった途端に、それは損失を被る、マイナスのものになってしまうのだということを、かに本家さんは痛いほど知ったと思うのです。

これは、基本的にかに本家さん個の問題ではなくて、それぞれ広告主の方たち、広告を出している人たちの大きな問題なのだという点、今回起きたことから、そういうふうにならなければならないのです。

もう一つ、先ほど聞いて唖然としましたけれども、違法な方が70%いるということです。要するに、この国は正直者が損をするというところがあるのですけれども、そのパターンをずっと行政がやり続けていると、正直者が経費を使うわけですよ。不正直な人間は、

それをやらないでそこで仕事を受けているのです。こういうことをずっとやり続けていると変わらないだろうということがあります。

たまさか、今回、どちらかという大きな会社で申請されていて、非常に不幸というふうには言いたくないのですけれども、起きてしまった。これは何が問題なのだろうという、坂井委員は落ちるべくして落ちたというようなことをおっしゃいましたが、そうかというふうに私も思いました。ただ、そのぐらいに考えないといけないと思うのです。本州のほうだと、出っ張ったりするものはだんだんなくなってきているはずで、そろそろ出っ張ったものはやめたほうがいいのではないかとということもあります。そのかわり、広告業をやっている方々には、どういう広告がいいのかということですね。ここには、デザイナーの方もいらっしゃるし、建築家の方もいらっしゃいますから、どういうものがよいのかということ提案していく、その両方が必要なだろうと思います。

一つは、別添には、危険なリスクが発生するようなことがあったときに、それをあなたはどうするのですかということを書かせることが大事だと思います。それは残すべきだし、それでやっていなければ指導するということがまず一つです。しかし、出していない人たちが70%いるということに対して、どういうふうにかちんと取り締まるかということももう一つ大きいと思います。やはりセーフティネットというものをしっかりと生かすとするれば、こういう問題がありますということ、マスコミもそうですし、いろいろなところを出して、一般の市民が、相当危険なのだということになって、坂井委員のようにその下を歩かないようにしようというぐらいになれば、出す人たちも、作る人たちも、違法なところにはやらせないというふうになっていくと思うのです。

つまり、報告させることはさせるけれども、もう一つは、セーフティネットのような通報システムは余りよくないと思うのです。要するに、告げ口をするというか、悪意のある人たちもいるからなのですが、基本的にはセーフティネットは市民レベルで、景観もそうだし、安全性もそうだし、大事にしていこうよということをしかりとうたい上げると。私は、この会ではその二つをやるべきではないかと思えます。

別添のもので、自分たちはリスク対策をどうするのだということを書かせるということが一つです。それから、それをやる主体は誰なのかということをやらせるということです。もう一つは、70%の違法な人たちの対策として、セーフティネットの機能というものを、ただ落ちそうだからではなくて、ちゃんと法規に基づいた人たちが真っ当にやる人たちにちゃんと委託しているのか、していないのかということまでしっかりとチェックできるような体制をどう整えるかということが課題ではないかと思えます。

長々話しましたがけれども、皆様のご意見を伺った上で、具体的なことを言ったほうがいいのではないかなと思ひ、申し上げました。

○古谷委員 私が当初疑問に思ったことは、皆さんの意見の中にほぼ出尽くしていますが、意見数というカウントの意味で重複させていただきます。

皆さんの話しの中で出ている責任意識をどこがどう持つのかというのは、何をやってい

でも一番大きな関わりがあると思うのです。先ほどの設置者、所有者、管理者の3者は別々のこともあり得ますね。そうすると、どこに責任があるのかということをご皆さんにきちんとわかっていただきたいというのがあります。

調査票にしても、問の2の中でも、「設置後10年以上経過した」の後に、「その他落下等により歩行者等に」という文言は要らなくて、設置後10年以上経過したものがありますか、それが何件ぐらいあるかというぐらいの意識を持っていただきたいと思っています。

ただ、条例というのは罰則が弱いですね。取り締まりという言葉はちょっと違うのですが、届出に関しても逃れられると申しますか、逆に真面目に、誠実にされている設置者とか業者の方がわかるような、運転免許で言えばゴールド免許でしょうか、そういう形のものがあれば少しは違うと思えますし、それに報いられるような気がしました。

チェック項目に関しても、経過年数とか耐用年数に応じた内容で、もっと細かくしていただければ、業者の方が管理をしていたとしても、設置者にとってもわかりやすいと思います。

それから、無届のものだけではなく、届出期間が終了しているものは撤去しなければいけないということになってはいますが、かなりのものが撤去されていないと思うのです。それは真面目に届出をしても、「立つ鳥跡を濁す」という形で、そういうところの監視といいますか、チェック体制があれば、もともとは意識を持っていた方々なので、無責任な方よりも聞いてもらいやすいのではないのでしょうか。総体的な数を少し減らすアイデアはこの審議会でもたくさん出すことができるのではないかと思います。

○島崎委員 国としましては、国道管理ということで、今回、こういう事案が発生した段階で、目視ではあるのですが、管理担当者に徒歩巡回もしくは車からの巡回をさせて、危険物があった場合については、すぐに連絡するよう指導をしているところでございます。

今回の指針については、もう少し具体的なガイドラインのようなものがあつたらわかりやすいと思います。例えば、先ほど言った正確に把握するというのはどういうことなのかとか、類型別にしてどのようにやっていくのだということをもう少し書かれたほうが良いと思います。

もう一点は、国として占用申請を受けているのですが、札幌市の場合、看板が1年たつとさま変わりしてしまう状態も結構ありまして、不法占用対策を強化していても追いつかない状況もございまして。その中でも、占用許可を出している者に対してどういう啓蒙ができるのかということを考えていますが、今後とも、連携しながら、対策を考えていきたいと思えます。

○倉持委員 行政の代表としては、いろいろと厳しいご意見もございましたけれども、基本的に北海道を管轄していても、札幌市と大なり小なり似通った状況にございまして、広告物全体からすると違法が多いことはわかっています。ただ、実際に看板がどのぐらいあるかということは誰もわからない状況です。あくまでも行政が把握しているのは許可を得

ているものだけということは認識していただきたいと思います。

さらに、10年たったら、15年たったらということがあるのですけれども、ビルのオーナーが10年間ずっと同じということはないわけで、途中でビルのオーナーが替わると、また新しく許可を出さなければならなくなると、それを行政のほうで把握するのはなかなか難しいのが実情です。その辺を課題として持つてはいるのですけれども、いい案がなく、我々も業界の方といろいろ悩んでいる状況でございます。

国のほうでも、今回のことでいろいろ考えているようでございますので、その辺も参考にしながら、北広連を含めて、より実効のある対策を考えていきたいと思っております。

○石川委員 先ほど、設置者向けの啓蒙のようなお話がありましたが、今、北広連の上部団体で日広連というものがあります。そちらで、設置者向けのガイドブックがもうほぼできているのですけれども、その最後の煮詰めに入っています。理事会がありまして、その説明のときに、管理者向けのガイドブックがなかったわけです。こちらから、それもつくってほしいということで、9月か10月をめどに管理者向けのガイドブックも一応できます。それを、皆さんや一般の方に今後どう広めていくのが問題だと思うのですが、その辺は、これから行政ともタッグを組みながら進めていければと思っています。

もう一点は、せっかくできたところで言うのも何なのですが、点検報告書について、2月15日にありました看板の事故は、先ほどから目視というお話がありましたが、この点検票でいきますと、看板の内部を見る形にはなっていないと思うのです。結局、かに屋さんの事故は、看板の内部が錆で、劣化して、腐って行って鉄骨の強度がなくて落ちたのではないかと思うのですけれども、そこまでを順番に追っていけるような点検マニュアルのほうが、素人さんでないからいいのだと言えばそれまでですが、そこまで追って行ってこの申請を出せるもののほうがいいと思います。

それから、電気と言えば漏電の問題や、これも火事になったりします。今、LEDになっていますから10年も十何年ももつわけです。その分、全く点検しないということは、配線の劣化なども出てきますので、漏電にもつながって、漏電すれば火事にもつながるという可能性は出てきますので、その辺の点検項目ですね。

それから、申請の継続時に点検者が替わることが多々あると思います。結局、先ほどおっしゃっていたような工作物の確認申請を出した書類などを設置者から見せてもらって、その再確認ですね。万が一、手抜き工事などをやっていけば安全を保てないということになりますので、そういう部分も点検できるようなマニュアルになっていけばいいのかなと思います。これは大変なことかと思えます。

○渡部委員 私は、設置者は、利用者のために広告として屋外広告物を出すわけですが、今回の件も含め、設置者は往々にして、目立つようにしてくれ、派手にしてくれということで、景観を壊して、結局、利用者のためにつくった広告物が、利用者からあの看板は嫌だなどと言われてしまって、広告効果が出ていないということが見られると思います。先ほど林委員が言っておられましたが、今回、かに屋さんの看板も、広告として出したのに、

こういう事故になってしまって、企業のイメージがすごく悪くなってしまった面があるので、広告物の設置に関しては本当に考えなければいけないと思っています。

また、今、こういう件があって、設置者も非常にデリケートになっていますが、こういう意識は、今だけではなくて、今後も続けていってもらいたいと思っています。オーナーなども看板の点検をしてくれと言ってきて、大体は、中を見て、とらないといけませんよと言うと、すぐにとってくれと言う感じになっています。ですから、そういう点検作業は続けていったほうがいいと思います。その意識を、喉元過ぎればではなくて、ずっと続けていけるようにしてもらいたいと思っています。

管理のほうでは、管理するにはお金がかかってそのお金がかかるのも安い人と高い人といろいろいるという意見が先ほど朝倉委員からありましたが、金額の明細のような統一した金額設定があると設置者の方は、それを見比べて、それだったら資格のある人に頼みましょうとか、内容が濃いからこっちにしようとか、そういう選択の余地もあるのではないかと思います。

質問ですが、継続申請が来ますね。それを無視したとしたらどうなるのですか。無視して、継続申請を出さないということです。

○事務局（田川道路管理課長） 継続申請を出さないでそのまま広告を出していると、札幌市長に無許可で広告を出しているということで、条例第3条違反になりますので、50万以下の罰金となります。ですから、継続申請を出さない時点で未許可物件となりますから、未許可物件は条例違反になりますので、罰則の対象になり、罰金の対象になるということです。

○渡部委員 撤去の強制などはないということですか。

○事務局（田川道路管理課長） 撤去すべきもかどうかということになるわけですがけれども、未許可物件として扱うのか、撤去されていないからといって、イコール、危険広告物にすぐになるわけではないです。そうすると、未許可で掲出されている物件が残ることになるわけですから、それを撤去すべきか、継続の申請をすべきかというのは、当然、設置者の判断です。我々は、継続すべきものを継続していないで、そのまま広告を掲出し続けているということで、未許可物件と見ます。未許可の場合については、許可を受けないで広告を掲出していると見ますので、未許可で掲出、イコール、条例違反、イコール、罰金の対象というふうになります。

ついでに申し上げますと、70%というのは、うちが押さえている数字でも何でもありません。全国とか北海道の例で言っていて、70%が札幌にそのまま当てはまると思われるとちょっと困るなというふうに思っております。先ほど、どなたかも全体の数字とおっしゃっていましたがけれども、今日1日というか、ある時点での広告物がいくつあるのかというのは正直、押さえられません。これは絶対に押さえられないと思います。札幌市は大体このぐらいかなと思っているのは4割、5割程度です。これは批判を覚悟で言いますけれども、ある市で、10年以上前に広告物の物件調査をやったことがありますけれど

も、それは3億円以上かかっています。要するに、税金を3億円投入して広告の数だけを掌握できたという状況です。それを今やるべきか、やるべきではないのかというのはいろいろな判断があるかもしれませんが、それはちょっと現実的ではないと思っています。

ですから、不法占用の調査のお話をされていましたがけれども、我々は、不法占用の調査とともに広告の調査をしながら、あわせて、その路線路線ごとに調査をかけて、大きさはかって、許可、無許可に対して継続して毎年指導を行っていくというやり方です。ですから、現時点で幾つかというのは、会議ばえやマスコミばえはするかもしれませんが、それを出すのが現実的ではないというふうに考えているのはそのとおりです。

○大萱会長 今、4割、5割とおっしゃったのは……。

○事務局（田川道路管理課長） これは、実務的な感覚でしかないです。

○大萱会長 でも、そのぐらいはありそうだといいことですね。

○石川委員 京都市では、話によると、全部調べたようです。

○事務局（田川道路管理課長） それは絶対に無理です。言葉としては言います。札幌市もすすきのを全部調べたことがあります。市街化調整区域も全部調べていますけれども、数字上は発表できません。要するに、明日になったらもう数が違ってきます。1週間たつたらもう何十件、何百件と違ってきますから、それを出すのは無意味だと思っています。

○林委員 今、京都という話をしましたね。それは、市民の意識ということからすると、やっているか、やっていないかということよりも、さっきのセーフティネットと同じ意識の中で、広告というのは美観とある規定によっているのだということです。景観に関しては、京都は進んでいますから、市民の景観意識は高いということを含めると、そういう排除は自然に働いていくということは、札幌市は、アジアの人たちをたくさん呼んでいる中で言うと、空がきれいなまちということがあるのです。空を見上げたときに、あの突起した看板が出ているのは邪魔なわけで、これはバンコクとか香港と同じになってしまうわけです。やはり、非常にシャープな美しい建築物が建っていて、その中で青い空が見えるというのが北海道の本当に大事な景観だと思います。ここは景観の場ではないですが、市民の広告に対する意識ですね。ここまでシビアにやってきている制度があって、そこを守らない人たちがいるということをはっきり伝えれば、市民は、あれは違反じゃないか、あれは汚いのではないか、景観だけではなくてね。どちらかという、景観意識だけでいっているのだけれども、今回、これから事故があったりいろいろしたことで、景観だけではなくて、法によって、条例によって広告は制限されているのだということ意識してもらうことが大事だし、その中に広告業界の人たちがいて、守ろうとしている人たちがいるわけです。古谷委員がおっしゃったように、いいことをしている人たちはそういうことをきちんとやっているというのも大事なことだと思います。ですから、積極的な啓蒙というか、それも施主ではなくて市民に啓蒙するということは京都の話につながるのではないのでしょうか。できないというのは行政として正確な発言だと思うので、そういう批判ではなくて、何かそういう啓蒙につなげていくということが大事だと思うのですね。

○大萱会長 ありがとうございます。

予定の時間を過ぎているので、最後に、まだご発言いただいていない松下委員にお願いします。

○松下委員 皆様がおっしゃることを聞いて、私の言いたいことや聞きたいことを皆さんがほとんどお話しくささいました。

個人的な意見で言うと、今、皆さんは外出するのにインターネットをすごい参考にしますね。だから、ビジネスとして、外に大きく看板をかけることに投資する価値があるのかということも追い風になっているような気がします。そういうことも含めて、ただただつくるとか、出すという方向ではなくて、違う方法でと持っていくにはいい機会ではないかなという気がいたします。

道路の突き出し看板も、急速には無理でしょうけれども、期限を切って少しずつなくしていくような方向には持っていくべきではないかと思ひます。点検も必要ですし、何かあるのでしょうかけれども、最終的にはそれが一番安全な方法ではないかと個人的には思ひました。

○大萱会長 どうもありがとうございます。

どうしても意見を述べたいという方があればお願いします。

○深澤委員 皆さんのおっしゃったことが代弁してくださっているのですけれども、すごく心配なことがあります。大萱会長が、先ほど、絶対に同じ事故があつてはならないとおっしゃったのですけれども、あつてはならないのです。そうだとしたら、スピードも必要です。今回の落下の看板と同じようなもの、予備軍が札幌の市街にはごろごろあります。前に景観をやっていたときに、日本生命とか赤レンガテラスの大通に向かう西側のエリアはどんどん再開発が進んで、突き出し看板はないです。みんな集合看板になっています。でも、一方、東側はまだいっぱいあります。ちょっと裏側に入ると、この予備軍が本当にいっぱいあります。このような形で、国交省でいろいろしています、その意見を待ちましよう、何とかでしようと言っているうちに次の冬が来てしまいます。またこのような事故が起きるのではないかと私はすごく心配です。それに対して、札幌市で少し手を打つべきではないかと思ひます。

先ほど林委員が不幸な事故だとおっしゃいました。ある意味、不幸ですけれども、25年もたっていて、多分、下からの目視だと思ひます。打音検査はしていないと思ひます。そういう予備軍がいっぱいあるところで25年ぐらいたっている看板があるわけで、次に同じようなことが起きたら、もう不幸も何もないですね。何をしていたのかと、この審議会も含めてですが、そういう問題にもなるのではないかと思ひます。10年とか15年たっている看板は今でも継続で出ているので、それプラス、もう少し細かい指示なりをするべきではないかと思ひます。

○大萱会長 ご指摘のとおりだと思ひます。

では、今日のところは、時間も参りましたので、これで終了とさせていただきますと思ひ

います。事務局には、今日のご意見を早急にまとめて、次のステップでどういうことをやらなければならないかということはおわかりだと思いますが、できることとできないことがいろいろあるかと思いますが、やらなくてはいけないことはできるだけやっていき、速やかに実行に移せるような第一歩を踏み出していきたいと思います。

そういうものができ上がりましたら、もう一度こういう審議会を開いていただいて、皆さんでいろいろな角度からチェックする場を設けていただけたらと思っております。

本日は、皆さん、貴重なご意見をどうもありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

### 3. 閉 会

○事務局（田川道路管理課長） 本日は、長時間にわたりましたが、ありがとうございました。

皆さんのご意見を踏まえまして、大萱会長と深澤委員がおっしゃられたように、スピード感を持って迅速に対応してまいりたいと思います。また、ご意見を伺う機会があるかと思しますので、ぜひよろしく願いいたします。

本日は、大変ありがとうございました。

以 上